

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目33番地12

氏 名 TAKADA環境株式会社

代表取締役 高田輝成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一人



許可の年月日 平成30年10月17日

許可の有効期限 令和 5年10月16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃プラスチック類、④紙くず、⑤木くず、⑥繊維くず、⑦金属くず、⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑨がれき類（以上9種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※③については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑧については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑨については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成20年10月17日 新規許可

平成25年10月17日 更新許可

平成30年10月17日 更新許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

ホームページ掲載用